

会 議 録

1 会議名

平成29年度第5回三郷区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 平成29年度地域活動支援事業の完了について（公開）

(2) 地域活動支援事業募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて（公開）

(3) 三郷区の地域課題について（公開）

3 開催日時

平成29年10月31日（火）午後6時28分から午後7時45分まで

4 開催場所

三郷地区公民館 集会室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：山口典夫（会長）、竹内浩行（副会長）、保坂裕子（副会長）、池内幸雄、
伊藤善一、尾崎祐三、佐藤 功、二野 浩、保坂真由美、山田宏文

・事務局：南部まちづくりセンター 佐藤センター長、榎島係長、小林主事

8 発言の内容（要旨）

【小林主事】

- ・加藤委員、横尾委員を除く10名の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は山口会長が務めることを報告

【山口会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：保坂真由美委員、山田委員に依頼
次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料により説明。

【山口会長】

質疑を求めるがなし。

—次第3報告（1）平成29年度地域活動支援事業の完了について—

【山口会長】

次第3報告（1）「平成29年度地域活動支援事業の完了について」、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

資料No.1により説明。

【山口会長】

事務局の説明について質疑を求めるがなし。

—次第4議題（1）地域活動支援事業募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて—

【山口会長】

次に、次第4議題（1）「地域活動支援事業募集要項及び審査・採択の基本的なルールについて」、事務局に説明を求める。

【小林主事】

資料No.2により説明。

このあとの協議の参考のために、現在の審査について説明する。

- ・審査は、まず市が定める地域活動支援事業の目的に合っているかを見る基本審査、次に三郷区地域協議会が定める三郷区の採択方針に当たるかを見る優先採択審査、最後に公益性から発展性までの5つの項目を採点する共通審査、以上の3段階。
- ・基本審査は、市が定める地域活動支援事業の目的に適合するかどうか。
- ・集計の結果、「適合しない」とした委員が過半数になった場合、その事業は不採択。
- ・基本審査の結果は地域協議会としての総意の判断になるため、基本審査で「適合する」と判断された事業は、「適合しない」とした委員も含め、全ての委員が次の審査に進む。
- ・優先採択審査は、三郷区地域協議会が定める三郷区の採択方針に該当するかどうか。

- ・「該当しない」とした委員が過半数になった場合、仮に点数が高くても「優先採択事業」よりも順位が下になる。
- ・共通審査は、公益性、発展性などの5つの項目について、それぞれ1～5点で採点を行う。
- ・共通審査基準は、必要最小限の基準。追加は可能。
- ・採点結果をもとにした順位表により、採択事業の検討に入る。

【山口会長】

今ほどの説明をもとに、資料No.2の意見について改正案に反映するかどうか順に協議し、採決をする。

(1) No.1「町内会組織等を追加する」の意見について、提案委員に説明を求める。

【尾崎委員】

募集要項をより具体的に、ということ。何年も実施しており、町内会も含まれるのは周知のことだが、改めて「町内会組織等」と入れた方がよいのではないか。

【小林主事】

(1) No.1「町内会組織等を追加する」の意見については、市が定めた要綱から引用している部分であるため、このとおりに改正できない。改正案に反映することに決まった場合、別の方法で募集要項に意見の趣旨を反映させることで対応したい。

【山口会長】

(1) No.1「町内会組織等を追加する」の意見について、委員に質疑、意見を求める。

【尾崎委員】

私は前回欠席したのだが、意見を求められて、思うまま意見をいろいろ書いた。

市で定められているため直しようがないことを事前に知らせてもらえれば、こういう提案はしなかった。他のこともそう。前回そういう説明があったのか分からないが。

【榎島係長】

今の説明は、ご指摘の2行はこのままとしつつ、この下に、この団体には例えば町内会やNPOも含むと例示することはできるため、そのように対応したいということ。

【保坂副会長】

下の方に例示されるとしても、ひとつのものを例示すると視覚的にとても大きく入ってくるため、どうしても限定されやすくなる。あえて書かなくても理解してもらえるのではないか。この文はこのままでよい。

【山口会長】

他に意見を求めるがなし。

(1) No.1 「町内会組織等を追加する」の意見を改正案に反映することについて採決し、反対多数により改正案に反映しないことに決する。

次に、(2) No.1 「優先採択審査をなくす」の意見について、提案委員に説明を求める。

【尾崎委員】

これは全員の方が意見を述べるものだと思い書いたつもりだが、資料を見ると、私がほとんどで、あとは竹内副会長、保坂副会長だけである。どうなっているのか。私は、皆さんが同じ土台で、どういう意見を持っているのかと思い、書いたつもりだ。

【山口会長】

私を含め、皆さんは出していなかった。これでよいということ。

【尾崎委員】

そういうことであれば、わざわざ意見を求めなくてもよいのではないか。多数決で決めていくのであれば、私がひとりで思っていることは1対9で反対されるため、説明しても仕方がない。全体を見て、皆さんが今までどおりでよいということになれば、採決しなくても分かっているため、説明しようがない。

【山口会長】

文章で書いたものに不足があれば、この場で皆さんに趣旨を説明し、意見を出していない方から「それならばこうだ」と意見を出す。ここで最終的に決めるため、決して尾崎委員の意見だけではない。それは理解してほしい。

【尾崎委員】

それは分かるが、他の方は現状でよいと思っている。皆さんは事前に資料を見て知っているわけである。説明をして採決を行うまでもない。

【山口会長】

尾崎委員から、資料に記載された提案意見は採決しなくてよいということだが、このことについて意見を求める。

【二野委員】

尾崎委員の考え方は、皆さんは何も意見を提出していないため賛同しているのだろうということだと思うが、(2) No.2 「現地視察を行う」について、視察はするべきだと思う。今までの事業の中で、例えばグリーンラインやカーブミラーなどが実際にどう施工されたのか、確認が必要なのではないか。

【山口会長】

そのようなことが必要という意見か。

【二野委員】

必要ならここで決めてもらえればよい。

【保坂副会長】

人の意見を聞いて、「自分は気付かなかったがそれはよい」ということもあると思うため、確認をするのは大事。

二野委員の「現地視察が必要」という意見については皆さんが気付かなかったところを提案してもらった。皆で意見をひとつひとつ補強していくことは大事。

【山口会長】

書き忘れた意見や、今日思いついた意見でもよい。

【佐藤委員】

優先採択審査について、皆さんが提案内容を確認し、三郷地区にとって重大なことだという認識を持てば、当然優先採択事業になるだろう。たくさん提案事業が出た場合、状況によっていくつかは不採択になるため、そのままがよい。

現状というのは行ってみないと、いろいろな状況があるため、現地視察は行わなければいけない。

少し外れるが、「ここはどうしても必要だ」というような提案があまり出てきていない。何があるかと言われると答えられないが、以前委員に就いていた時を振り返ると、「三郷にとってこれをしないといけない」というものが出てこない。どうしたら本筋のような提案がされるのか。

【山口会長】

(2) No.1 「優先採択審査をなくす」について意見を求めたが、No.2 「現地視察を行う」についても意見が出ているため、No.1 とNo.2 について合わせて意見を求める。

【尾崎委員】

No.1 「優先採択審査をなくす」については、何年も委員に就いている方は当然分かっていると思うが、私は2年目。

基本審査に適合すれば次の優先採択審査に進むが、その優先採択審査の中で、皆さんは基本審査を通過してきたものは全て優先採択事業になると考えている。優先採択審査の意味は何か。どれが優先採択事業なのかという判断をするのだと思うが、基本審査を通過したものは全て優先採択事業ではないのか。それなのに優先採択審査をするのはナンセンス。

No.2「現地視察を行う」については、二野委員のとおり施工後の現地視察もよいが、先般二次募集で提案があった「桜町町内安全対策事業」のこともある。地元の方が必要だから、交差点にカーブミラーを設置という話が出たのだと思うが、その交差点を通る方はごくわずかである。そこへ行って見て、本当に必要かどうか判断してもよいのではないか。「小学生通学路の安全整備事業」のグリーンラインについても、昨年度は基本審査で全員「適合する」ではなかったが、今年度は全員「適合する」だった。やはり通って、見て必要だと思うようなことがあるのかと思う。

【山口会長】

No.1「優先採択審査をなくす」については、三郷区の採択方針が定められており、優先採択審査はこの3点に該当するかどうかであるため、私は個人としてはこれを残しておくべきだと思っている。

皆さん三郷の採択方針等を考えて審査していると思うが、再度確認してほしい。

【保坂真由美委員】

私たちが最終的に聞いた段階で採択するが、その前の募集する段階で落とされているものもかなりあると思う。提案したかったが落とされ、2年目も駄目だったということが他の地区であったと聞いている。基本審査や優先採択審査のこともあるが、根本的なものが違っているのではないか。どこで落とされているのか、その辺も分からないような状況が多々あるようだ。本当にこの地域で必要なものというのは、私たちに上がってきたものから決めるという形でよいのではないか。

【山口会長】

それは地域活動支援事業に対する意見か。

【保坂真由美委員】

そのとおり。

【山口会長】

地域活動支援事業自体がどうなのかということになると、三郷区地域協議会だけでは結論は出ない。ただ、事務局の方で地域活動支援事業の目的に沿っていないとなった提案は通らないことを提案者は理解していると思うし、他の地区でも、担当するセンターの方と話をして、例えば5人以上いないとか、宗教団体であるとかで提案できない事例があると思う。それは根本中の根本なので、ここでは議論できない。

【保坂真由美委員】

基本的には、地域協議会に上がってきたものを私たちが審査、採択する形だと思う。

【山口会長】

地域活動支援事業の目的に合致しているかどうか、審査する。次に優先採択審査があり、三郷区の採択方針についてどうかと。尾崎委員は、これをなくしてよいのではないかという意見。

【保坂真由美委員】

順位を決定するためには必要になってくる。

【山口会長】

(2) No.1 「優先採択審査をなくす」を改正案に反映することについて採決し、反対多数により反映しないことに決する。

【小林主事】

この意見の趣旨は、「基本審査と優先採択審査は混同しやすい」であることから、基本審査と優先採択審査の趣旨が分かるよう、採点シートを分かりやすく修正し、別途諮りたい。

【山口会長】

尾崎委員、よいか。

【尾崎委員】

よい。

【山口会長】

(2) No.2 「現地視察を行う」の意見について、提案委員に補足を求める。

【尾崎委員】

補足することはない。

【山口会長】

委員に意見を求める。

【保坂真由美委員】

グリーンラインというのが正直よく分からなかったため、ラインが引かれた後、夜に見に行ってきた。私は車の運転ができないが、夫は「グリーンラインがあれば夜間でもライトを照らすと白のラインがはっきりと浮き上がりとてもよく分かる。一瞬目を逸らしてもすぐに分かる。ハンドルを切る際のミスでひやりとすることもあるが、こういうものがあると違う。」と言っていた。昼間にも連れて行ってもらったが、同じだった。現地に行ったことで、これは必要だった、これがあれば子どもたちが安心して歩けると分かった。うちの集落にも必要ではないかという話をした。

今は歩道がきれいに整備されているが、歩道がないところはグリーンラインがあった方がよいと実感した。

【小林主事】

現地視察の方法について、全員が参加する機会を設ける方法と、各委員が各自で行う方法が考えられるため、どちらで行うかについても合わせて協議いただきたい。

【山口会長】

全員参加で行うか、あるいは委員が各自で個々に行くかどうかとも合わせて採決したいが、その前に現地視察をするかしないかを決めたい。

全員で行うとなると、事務局も同行しなければいけないため、当然平日に半日あるいは1日、時間等の調整をしないといけないだろう。そういうことも懸念されるため、それも加味してほしい。

他に意見を求めるがなし。

(2) No.2「現地視察を行う」の意見を改正案に反映することについて採決し、賛成多数により改正案に反映することに決した。

次に、現地視察の方法について協議したい。委員に意見を求める。

【竹内副会長】

提案書が事前に配布されるため、該当する案件に関しては個々に現地を確認し、この会議に臨むのがよい。別に日を設けて全員で現地確認というと、この協議会のほかに日を設定しなければならない。提案書が届いてから会議が始まるまでの間に1週間ほどの時間がある。その時間の中で、個々に現地視察をしなければならない案件に関しては、提案書に現地確認が必要な案件である旨の一文を入れるなどして、現地を確認してくるという方法がよい。

【保坂真由美委員】

提案が出された時点で現地確認は必要だが、終わった後も、1回くらいは個々に時間のあるときに見に行った方がよい。

【佐藤委員】

桜町のカーブミラーは現地に行くなどいろいろしたが、最終的に市が見に来た時に、子どもが通らないだろうと。しかしこれは、子どもだけの問題ではなく地域住民の問題。

そこは、桜町の方から出てくるとかなり見通しが悪い。私も何回も通っているが、右側にある自動車の修理工場が少し飛び出ているため、かなり前に出ないといけない。そして、信号が変わりそうなときは車がすごいスピードで通る。

そういったことから、時間的な問題もあるかもしれないが、そのような案件は、竹内副会長のとおりに個々に行って自分なりに見るのもよいが、皆で行き、いろいろと意見を出し合う方がよい。個々に見ても、「ここはこうだな」というくらいしかないと思う。現地に行って話をする中で、「ここはこうだからこうした方がよい」といろいろな意見が出ることによって、最も良い考えが出るのではないか。

個々に行ってはいけないということではないが、いろいろ難しい面もある。やはりそういう案件に対しては皆で行き、ここで聞くよりは現地で聞いた方がよい。

【山口会長】

現地視察するハード面の事業については、委員個々よりも全員で現地に行き、プレゼンテーションの前に提案者から説明を受けるのもよいのではないか、という意見か。

【佐藤委員】

そのとおり。

【山口会長】

それもありがと思う。時間的な問題も当然あるが、ハード面の事業は10件のうちの1、2件だろう。ソフト面はプレゼンテーションでよい。

【佐藤委員】

現地を見なければいけない案件と、審査の際に聞いて判断できる案件がある。「現地を見よう」という事業があれば、そうすればよい。

【伊藤委員】

採択した事業について、イベント等もそうだが、もし反対された事業であっても、現地へ行けばこういうものは必要だと分かると思う。自分で採点をして採択をしたということは、それだけの責任があるため、毎年全部というわけではないが、何かしらひとつひとつ見れば、採点の考え方も変わってくると思う。ハード、ソフトと限らずに、いろいろなものを見た方がよい。それがまた自分の審査等にも反映されるため、全部ではないが、なるべくいろいろ見てほしい。

【山口会長】

今は審査前の事前視察の話をしているが、審査を通った後にも、それが必要かどうか現地を見て、次の審査の参考にしたいということか。

【伊藤委員】

そのとおり。

【山口会長】

私も常々言っているが、それは大事なこと。私は会長であるため、自分で審査をした事業については、できるだけどういふことをしているか見ているつもりである。これは審査、採択とは違ふ話だが、伊藤委員のとおり、事前だけでなく終わった後も是非お願いしたい。

他に意見を求めるがなし。

採決に移ってよいか諮り、委員全員の了承を得る。

現地視察について全員で行うか個々で行うか採決し、個々で行う委員が多数であったことから、現地視察は個々で行うことに決する。

【山口会長】

提案書が皆さんに送付されてから1週間から10日ほどあるため、必ず現地を見てほしい。そして審査の際に話をして、さらにまた全員で行かなくてはいけないとなれば、そこで検討すればよい。

【保坂真由美委員】

「これは見に行ってもらいたい」というものに対して行くのか、それとも全部に対して行くのか。

【山口会長】

今話しているのは、審査をする前に現地へ行き、必要かどうか判断するということ。採択した後については、皆さん個々にできるだけ。

【保坂真由美委員】

カーブミラー設置などに関してのみということか。

【山口会長】

対象になるのはハード面であるが、出てきた提案事業による。

正副会長で協議し決めることでよいかと思うが、どうか。

【保坂副会長】

明示してほしいということか。

【保坂真由美委員】

そのとおり。

【保坂副会長】

例えば、協議会前に現地に行くのは10件出てきたうちの1番と3番、という形がよいということか。

【保坂真由美委員】

そのとおり。

カーブミラーなど何かを設置する事業は確実に分かるが、自分で判断しかねるものも中にはあると思うため、できればそうしてほしい。

【山口会長】

保坂真由美委員の提案については、正副会長で来年度の地域支援事業の採択前、皆さんへ資料を送付するときまでに検討したい。

次に、(2) No.3「公益性と必要性に重きを置き、配点を見直す」について、提案委員に説明を求める。

【竹内副会長】

私の意見は資料のとおりである。個々の審査基準の中に細かく審査の視点が書いてあり、事業によっては該当しない部分が多々あると思うが、今までどおりでよい。

公益性であれば審査の視点は3つがあるが、自分なりに配分しながら、審査基準を満たしているかどうかを自分なりの判断で事前に採点し、会議に臨んでいる。そうすれば、今の5点満点の配点のままで済む。

受付の段階で基準を満たしていない案件は、審査の舞台にすら上がってこない。行政との事前協議や他団体との調整をしながら提案を出し、審査の場へ上がってきているため、そういうことを踏まえると、現在の審査方法が適当。

【保坂副会長】

事業により参加性が大きかったり、必要性が大きかったりするものであり、どこかの配点を重くすると不公平を生むため、今までどおりでよい。

例えば、公益性で「提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。」というと、子ども向けや年配向けの活動は、どうしても「広く地域に還元される」ということに対して偏ってしまう。事業によって特徴があり、その辺は加味しなければならないため、公平性を保つために、今までどおりでよい。

【尾崎委員】

採点にあたり、公益性と必要性は判断できるが、実現性、参加性、発展性になると配点が非常に難解だった。

そこで、公益性については、現状は配点が5点だが、審査の視点のひとつを3点とすれば3つで9点になる。その方が点数を付けやすい。これが5点だと、どこに重きを置くのか疑問。必要性は審査の視点が4つあり、ひとつ2点で配点は8点。実現性はひとつ1点で合計3点。参加性は2点。発展性はひとつ1点で合計3点。それで合計25点

としたらどうか。そうすると、採点するときに悩まないでよい。項目順に追っていき、その合計を出していけばよい。

【山口会長】

説明により、資料の文面で理解できなかったことが分かった。

【佐藤委員】

私も正直、今までの採点では5点満点の4点か3点か、ちゅうちょしたことがある。

尾崎委員の意見については、説明を聞いてなるほどと思った。採点する側にとって分かりやすくしてよい。配点が5点だと、全体的に考えてしまう。審査の視点3つを総合的にとなると、なかなか判断しにくい。

私は、尾崎委員の意見がよい。

【山口会長】

配点を変えることは可能か。

【榎島係長】

地域協議会で決定すれば、変更は可能。

【保坂真由美委員】

私も最初に採点した際、どうやって付けたらよいか、とても迷った。

尾崎委員の説明を聞き、そんな採点方法があったのかと。そのようにしてもらえると、とてもありがたい。

偏りも確かにあると思う。先ほどの保坂副会長のとおり、子どもやおじいちゃん、おばあちゃんに分かれるものもあるが、全員が来てできるものもある。

採点方法は今までこうしていたが、新たに替えてもよい。

【山口会長】

どちらの方が。

【保坂真由美委員】

尾崎委員の意見のような形。

【山口会長】

尾崎委員から説明を聞いたからよく分かった。

【尾崎委員】

点数は30点がよいのか28点がよいのか、いろいろ悩んだが、25点が基本だと思いい、それに当てはめただけである。保坂副会長からは、優劣を付けるのはどうなのかということだったため、公益性を各3点ではなく各2点にしても、他を上げて30点満点

にしてもよい。

【山口会長】

25点は変えられないのか。

【榎島係長】

それも含めて変えることは可能である。

【保坂副会長】

審査の視点に対してという話だが、そうであれば審査の視点をもう1回きちんと見直さなければならない。

【山口会長】

これは全市的なものではないか。

【榎島係長】

審査の視点は、市で定められた全市統一のものである。ただ、審査の視点を増やすということは、地域協議会の総意であれば可能。

【山口会長】

事務局の説明を踏まえ、他に意見を求める。

【保坂副会長】

事業の特殊性もあるため、できるだけ偏りのないような形にしたい。今までどおりでよい。

【山口会長】

他に意見を求めるがなし。

(2) No.3「公益性と必要性に重きを置き、配点を見直す」の意見を改正案に反映するか採決し、反対多数により改正案に反映しないことに決する。

—次第4議題(2) 三郷区の地域課題について—

【山口会長】

次第4議題(2)「三郷区の地域課題について」に入る。

前回会議のグループ討議の要旨は資料No.3のとおりである。

まず、今後のグループ討議の進め方について説明する。

- ・自主的審議事項として取り上げ、議論を進めていくべき課題について話し合う。
- ・グループ討議により課題を整理する作業をあと2回行う。

- ・それが終わったら、整理した課題を自主的審議事項に取り上げるかどうか、全体で協議する。

以上のおり進めてよいか諮り、委員全員の了承を得る。

グループ討議は次回以降に行うことを諮り、委員全員の了承を得る。

グループ討議に向けて、各自で地域の皆さんと話をするなど、さらに情報収集などをして、その結果を次回の会議に生かしてほしい。

一次第5 事務連絡

【山口会長】

次第5「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

【佐藤センター長】

- ・次回協議会 12月5日（火）午後6時30分～ 三郷地区公民館 集会室
- ・当日配布資料

金谷区地域協議会意見書（写し）

中郷区地域協議会意見書（写し）

地域教育往来

【池内委員】

意見書に対する、市の回答は出るか。

【佐藤センター長】

意見書については、市へ提出された場合、市長から地域協議会へ回答書が出される。

【池内委員】

是非、回答書も配布してほしい。

【佐藤センター長】

回答は期間が決められていないため、すぐに出るわけではない。

【池内委員】

どういう回答が出るのか知りたい。

【山口会長】

池内委員が言われることももっともだが、すぐに結論は出ないと思う。もし可能であれば、他の区のものでも結構である。

三郷区で自主的審議を行って意見書を出したら、必ず回答が来る。1か月後に来るか、

1週間後に来るは分からないが。

【池内委員】

建設的な回答になるのか。

【山口会長】

それは何とも言えないが、回答は必ず出る。

もし可能であれば、対応を。

【槇島係長】

こういった地域協議会と市長とのやりとりについては、市ホームページに意見書や市の回答書が掲載されている。見ていただきたい。

【池内委員】

分かった。見てみる。

【山口会長】

パソコンをお持ちの方は見てもらいたいが、資料による配布についても検討を。

他に質疑を求めるがなし。

- ・会議の閉会を宣言。

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL : 0 2 5 - 5 2 2 - 8 8 3 1

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。